

近 着 文 献 紹 介

図 書 資 料 部

И. П. Азовский, *Государственный сектор в экономике Бирмы 1948-1962*, Москва, Изд-во, Наука, 1965, 202 p.

本書は、混迷する東南アジアの中で、独自の内外政策を推し進めつつあるビルマの経済発展の特殊性を、国家セクターの生成・発展という側面から明らかにしようとするものである。

著者アゾフスキーは、1948年にビルマが独立してから革命評議会の成立する1962年までを国家資本主義の時期と規定し、これをさらに3期に区分する。すなわち、私企業の制限、外国企業の国有化が進められる一方、国家セクターの積極的な創設がはかられた第1期（独立から経済開発8カ年計画の開始される1952年まで）。1951～52年の民族運動の退潮が民族ブルジョアジーの経済政策に変更をもたらし、支配層が国有化の中止、外国資本との妥協にはした第2期（8カ年計画の中止される1956年まで）。しかし同時に、この時期には、8カ年計画の実施による新企業の建設で、国家セクターは拡大を続けた。そして、もろもろの困難に遭遇して8カ年計画が放棄され、民族資本の力が一段と強まった第3期（1956年からクーデターにより革命評議会が成立する1962年まで）。

では、現在政権についているネ・ウィンの経済政策をどう考えるか。著者は、革命評議会の政策には、それ以前のものとは比べて質的な変化があるとし、次のようにいう。「重要なのは、国家の介入の規模の拡大や国家セクターのめざましい成長ではない。政権の性格の違いが、経済建設への国家の参加の性格を変え、外国資本に対する国家政策の性格を変えたのである」と。

本書ではその他、国家セクターの管理・計画・金融の問題、国家セクターが経済諸部門において占めている地位などについてふれている。（村野）

Union of Burma, *Report of the Revolutionary Council to the people on the budget estimates of the Revolutionary Government of the Union of Burma for 1965-1966*, Rangoon, 1965, 209 p.

ビルマ革命委員会政府が、1965/66年予算を国民に示

すために作成した経済白書。第1部には、1961/62年から1964/65年までの時期における経済発展を示す統計表、第2部には1965/66年の経済開発目標指標、第3部には1955/66年度の政府予算を示している。いずれも統計表を中心にし、短い解説が付されている。

後半部全体の3分の2を占める「付録」には、本文に収録されたものより、さらにくわしい生産統計、貿易統計、中央政府予算、各州政府予算、国際収支統計等を収めている。（中村）

U. S. Dept. of Labor. Bureau of Labor Statistics, *Labor law and practice in Malaysia and Singapore*, Washington, 1965, 105 p.

外国で現地労働者を雇おうとするアメリカの企業家と当該問題の研究者のために、アメリカ労働統計局が編纂発行している各国別の「労働法と労働慣行」に関する報告書のマレーシア・シンガポール篇。内容は、政府出版物、単行書、および著者(M. B. Zuzik)の個人的調査等をもとにまとめられた概説的ガイドブックである。

構成は紹介済みのセイロン、台湾篇と同じで、4部14章と付録10からなり、次のとおり。第1部「国と労働者」は、一般的に政治・経済・文化・人的資源等を概観し、第2部「政府と労働」は、労働行政組織、労働関係立法および政策を述べる。第3部「労働者と経営者」では、労使団体、労使関係および労使調整機構について、第4部「労働条件」では、雇用慣行、労働時間、割増賃金、賃金と諸手当、安全衛生、災害補償、社会保険を扱う。各部分は項目別に章に分け、半島部マレーシア、シンガポール、サバ、サラワクごとに、それぞれ事例を含んだ解説が行なわれている。

付録は、A：マレーシア労働法一覧、B～F：マレーシア労働組合一覧、G～H：半島部マレーシア、シンガポール経営者団体一覧、I：サラワク非政府企業産業別賃金、である。さらに、シンガポール分離独立後も大部分の労働法は有効であるが、J：マレーシアの労働立法の変化として、1965年中に新たに制定あるいは改正された若干の法令を紹介している。

巻末に本書で扱うテーマの書誌を含む。なお本シリーズ中、アジア地域では、フィリピン、タイ、ビルマ、台湾、セイロン、パキスタン等が既刊である。(福沢)

Donald E. Nuechterlein, *Thailand and the struggle for Southeast Asia*, Ithaca, N. Y., Cornell Univ. Press, 1965, 279 p.

タイ国は西欧諸国のアジアに対する植民地化政策をまぬがれ、スコタイ王朝成立以来今日まで、国家の独立を保持してきた東南アジア唯一の国である。本書はその観点から、立憲革命以来第2次世界大戦をへて戦後のいわゆる共産勢力の影響、さらに歴史的民族的に親近感をもつ隣国ラオスの内乱を通じて、自国の安全を保つために、東南アジアを中心とする国際社会の場で、タイ国がどのように考え行動したかに焦点を合わせて書かれている。

内容は、全8章と巻末の索引・書誌からなる。第1章「歴史的背景」は、王朝成立後西欧諸国との条約締結、第1次大戦後パリ会議への出席、条約の改正等国際社会への参加を述べる。第2章「政治的風土」は、1932年の革命とそれに続く立憲政治、軍部の勃興、議会政治、さらに大戦後の軍部の復活と憲政の衰退と、政権の推移のプロセスを追う。第3章「第2次大戦中のタイ」では、ピブン政権が日本と結び英米に対し宣戦し、日本の敗勢とともに連合国と交渉し有利な地位を得たことが述べられる。第4章「安全の探求」では、戦後の冷戦下のタイが、自国の安全を守るために共産勢力の影響を排して、西方陣営に組しSEATOに参加、その立場を積極的に主張する姿が描かれる。第5、6章は「ラオス内乱の衝撃」「同盟の危機」と題し、戦後タイの安全保障にとり最大の脅威となったラオスの内乱と、それをめぐる関係諸国の動き、タイのとった態度を扱う。ジュネーブ会議によるラオス3派連合政府の成立により、事態は落ち着いたが、SEATOおよびアメリカが内紛に対し強硬手段に出なかった点で、タイは不満と不安を感じたとしている。第7章「同盟の再評価と再調整」では、特にアメリカの東南アジア政策に反するようなラオスでの態度から、タイの安全を侵略の際にはアメリカが保障する旨の声明によりタイがふたたびアメリカとの結びつきを強めるに至る経緯が述べられている。第8章「展望」は、最近のアジア情勢を概観し、見通しとしては、結局アメリカの政策いかんが、当地域に対する共産勢力の動きに関連して、東南アジアの平和問題の決定的要因であるとする。

著者は1961年から63年にかけてタイに滞在し、現在アメ

リカ国防省に勤務しており、著書に *Iceland; reluctant ally*, 共著に *God's own country and mine; Denmark and Iceland* がある。(福沢)

Angela Molnos, *Die sozialwissenschaftliche Erforschung Ostafrikas 1954-1963*, Berlin, Springer-Verlag, 1965, 304 p. (Afrika-Studien 5)

ミュンヘンのIFO経済研究所アフリカ研究センターで編さんしている「アフリカ研究叢書」の第5冊目。東アフリカ諸国に関する社会科学的研究の発展と現状を展望したもの。

A「序論」では、この調査の全体的構成をあきらかにし、B「研究機関」では、カンパラにある東アフリカ研究所(EAISR)、ニエゲジ社会研究所、各大学等東アフリカ域内にある調査研究機関、アメリカ、ドイツなど域外にある研究機関ごとにその活動状況を概観する。C「研究展望——部族・地域」では各部族・地域を対象とする研究調査を展望し、D「研究展望——テーマ」では歴史、政治、法律、人口、保健・栄養、経済発展、社会発展のテーマ別において研究状況を整理する。E「研究の諸問題——方法」では調査方法を論じた文献を整理する。この研究展望に対応する形で、1954～63年における社会科学的研究文献の書誌、1954年以前の資料についての書誌、方法論・調査方法に関する書誌、書誌の書誌の4書誌を収録している。その他引用雑誌リスト、部族名リスト、県名リスト、研究機関リストがあり、テーマからでも、部族、地域からも研究ならびに文献にアプローチでき、便利である。(中村)